

地域間・産業間連携労働力確保事業

【令和6年度補正予算額 5,634,710千円の内数】

<対策のポイント>

農業・建設業等の他産業や他地域との連携による労働力の確保の取組を支援します。

<政策目標>

- スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割 [令和15年度まで]、約5割 [令和35年度まで]）

<事業の内容>

造林等の労働需要の大きい時期が異なる地域間や繁忙期の異なる産業間の連携による労働力の確保の取組を推進するため、

- ① 林業経営体が行う地域間連携の取組に対し、**遠隔地からの移動に伴う経費を支援**（1/2以内）
- ② 林業経営体等が行う産業間連携の取組に対し、**他産業の従事者が技能講習等を受講するために必要な経費を支援**（定額）

<助成対象>

認定事業主（※1）又は選定経営体（※2）である受入れ側の林業経営体
(当該経営体の事業において、スギ花粉発生源対策推進方針に基づき都道府県知事が設定するスギ人工林伐採重点区域内の市町村が過半を占める者に限る)

- ※1 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づき、都道府県知事の認定を受けた事業主
- ※2 林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政第316号林野庁長官通知）に基づき、効率的かつ安定的な林業経営や森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体として都道府県知事が選定した林業経営体

<事業の流れ>



定額

民間団体等

定額、1/2以内

林業経営体等

地域間連携

<送り出し>
林業経営体



造林等の労働需要の大きい時期が異なる地域間の連携による労働力確保の取組

<受入れ>
林業経営体（スギ植替重点促進地区域での事業が過半を占める林業経営体）



遠隔地からの移動に伴う掛かり増し経費（旅費）の一部（1/2以内）について、受入側の林業経営体に助成

産業間連携

<送り出し>
農業や建設業等に従事する者



繁忙期の異なる産業間の連携による労働力確保の取組

<受入れ>
林業経営体（スギ植替重点促進地区域での事業が過半を占める林業経営体）



現場作業に必要となる技能講習等を受講するために必要な経費について、受入側の林業経営体に助成

[お問い合わせ先] 林野庁経営課 (03-3502-1629)